

寒川町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月21日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第19号

寒川町手数料条例の一部を改正する条例

寒川町手数料条例(平成12年寒川町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同項第21号中「この号から第29号まで及び第33号」を「この号から第28号まで及び第32号」に改め、同号を同項第20号とし、同項第22号中「第19号アからオまで」を「第18号アからオまで」に改め、同号を同項第21号とし、同項第23号中「第20号アからシまで」を「第19号アからシまで」に、「第20号イ」を「第19号イ」に改め、同号を同項第22号とし、同項第24号中「第21号アからカまで」を「第20号アからカまで」に改め、同号を同項第23号とし、同項第25号中「第19号アからオまで」を「第18号アからオまで」に改め、同号を同項第24号とし、同項第26号ア中「第20号イ」を「第19号イ」に改め、同号イ中「第20号ア」を「第19号ア」に改め、同号を同項第25号とし、同項第27号中「第21号アからカまで」を「第20号アからカまで」に改め、同号を同項第26号とし、同項第28号中「第19号アからオまで」を「第18号アからオまで」に改め、同号を同項第27号とし、同項第29号ア中「第20号イ」を「第19号イ」に改め、同号イ中「第20号ア」を「第19号ア」に改め、同号を同項第28号とし、同項第30号中「第21号アからカまで」を「第20号アからカまで」に改め、同号を同項第29号とし、同項第31号から第34号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。